

「南砺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」 についてのパブリックコメントの結果について

令和8年度より子ども・子育て支援法に基づき新たに給付として実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営について定める「南砺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」について、広く市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施したところ、その結果は次のとおりでした。

1. 募集案件

- ・南砺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

2. 募集期間

- ・令和7年11月4日（火）から令和7年11月24日（月） 20日間

3. 閲覧場所

- ・市ホームページ
- ・各市民センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー

4. ご意見の提出方法

- ・直接持参
- ・電子メール
- ・郵便
- ・ファクシミリ

5. 提出されたご意見（件数）

- ・なし